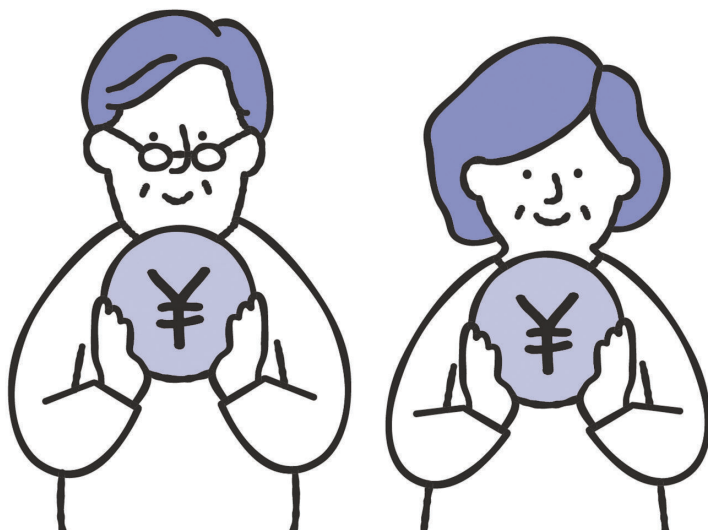


## 第3部

# お金のことに ついて

第3部では、治療費の負担を軽くする保険や各種制度について紹介しています。また、各制度についてどこへ相談・問い合わせをすればよいのか掲載しています。



# 1. 医療費の負担を減らしたい

## (1) 高額な医療費がかかったとき

日本では全ての方が公的な医療保険（国民健康保険や協会けんぽなど）に加入することになっており、年齢や所得状況に応じて1～3割の自己負担で治療を受けることができます。それでも、治療によっては医療費が高額となり負担が大きくなるため、同一月内に支払った医療費（食事代、室料等は除く）が次ページ以降の表にある自己負担限度額を超えた場合は、申請によりその超えた額が払い戻される高額療養費制度があります。

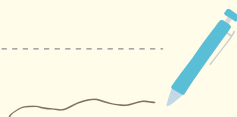
また、払い戻しがあるとはいえ一時的な自己負担が大きい場合もあるため、あらかじめ、加入している医療保険の保険者に「限度額適用認定証」を申請し医療機関に提示して窓口での支払いを自己負担限度額までとする制度もあります。

医療費の負担を知っておくことは、治療を続ける上で大切なことです。年齢や加入している医療保険によって利用可能な制度や自己負担が異なりますので、加入している医療保険の窓口や、医療機関の医療ソーシャルワーカーにご相談ください。



memo

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----



## ◇ 70歳未満の方の場合

1ヶ月の自己負担限度額

2023年9月現在

区分	自己負担限度額	多数該当	食事代 (1食)
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%	140,100円	460円
②区分イ (標準報酬月額53万~79万円の方)	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円	
③区分ウ (標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円	
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円	
⑤区分オ (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円	210円 (※)

- ・月初めから末日までの1ヶ月間の自己負担限度額です。
- ・医療機関別、入院・外来別で計算します。院外薬局での薬代は外来費に含みます。また、医科・歯科も別々に計算します。
- ・同一世帯内で同じ月に21,000円以上の自己負担額が2件以上あるときは、合わせて計算し、自己負担限度額を超えた額の払い戻しを受けることができます。
- ・同一世帯内で1年間(過去12ヶ月)に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、4回目以降は自己負担限度額が「多数該当」の金額まで下がります。
- ・(※)区分オに該当する世帯については、その区分オに該当する期間内の入院が年間90日を超えたときは、改めて「限度額適用・標準負担額減額認定証」申請をし証書を医療機関に提示すると翌月から食事代が1食160円になります。(申請該当月で90日を超えている日数については領収書を持参のうえ加入医療保険で還付の手続きをしてください。)

# 1. 医療費の負担を減らしたい

## 限度額適用認定証について

申請月から有効となります。また、限度額適用認定証に記載された区分「ア」「イ」「ウ」「エ」「オ」で自己負担限度額を確認しますので、取得されたら必ず医療機関へ提示してください。

また、市町村民税非課税世帯（オ）の場合、食事代の減額を受けることができますので、同時に「標準負担額減額認定証」の交付申請も行いましょう。

## ◇ 70歳以上の方の場合（後期高齢者医療の方も含む）

1ヶ月の自己負担限度額

2023年9月現在

	負担割合	区分	外来のみ (個人)	入院+外来 (世帯単位)	多数該当	食事代 (1食)
現役並み	3割	課税所得Ⅲ 690万円以上の方	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%		140,100円	460円
		課税所得Ⅱ 380万円以上の方	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%		93,000円	
		課税所得Ⅰ 145万円以上の方	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%		44,400円	
一般	1割	課税所得 145万円未満の方	18,000円 年間上限 144,000円 (※1)	57,600円	44,400円	460円
住民税非課税	2割	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	/	210円 (※2)
		低所得Ⅰ		15,000円		100円

- ・月初めから末日までの1ヶ月間の自己負担限度額です。
- ・上記表のように、一般課税世帯・住民税非課税世帯の方は同じ月内に外来のみだった場合と、入院と外来があった場合とでは自己負担限度額が異なります。

## 1. 医療費の負担を減らしたい

- ・医療費が限度額を超えた場合、入院と外来ともに自己負担限度額までの窓口負担となりますが、あらかじめ現役並み所得世帯の区分Ⅰ・Ⅱに属する方は「限度額適用認定証」、住民税非課税世帯に属する方の場合は、「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。（住民税非課税世帯については「標準負担額減額認定証」を申請することで食事代の減額が受けられます。）
- ・現役並み所得世帯の方は「限度額適用認定証」の提示がない場合には、課税所得Ⅲの上限額での請求となるためご注意ください。
- ・「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」は70歳未満の方と同様に、申請月から有効となります。
- ・（※1）8/1～翌年7/31までの1年間での合計負担金額の年間上限額です。
- ・（※2）低所得Ⅱの区分の方は、認定期間内の入院が年間90日を超えたときは、改めて「限度額適用・標準負担額減額認定証」申請をすることで、食事代が160円になります。
- ・療養病床では食事代が異なることがあります。

### （2）限度額適用認定証の交付が受けられなかったとき

#### 「高額療養費貸付制度」について

医療機関での窓口払いの後、高額療養費の払い戻しを受けるまでに、3ヶ月程度かかります。その間、払い戻される金額の8割～9割を無利子で貸し付けを受けることができる「高額療養費貸付制度」があります。保険者によって条件や申請手続きが異なりますので、加入されている医療保険の窓口へご相談ください。



## 1. 医療費の負担を減らしたい

### (3) 年間で医療費がたくさんかかったとき

#### 「確定申告による医療費等所得税の控除」について

患者さん本人またはご家族が1年間（1月1日～12月31日）に一定以上の医療費を支払った場合、所定の条件のもとに確定申告で所得税の控除が受けられます。医療費やおしめ等の領収書やレシートは必ず保管しておきましょう。

#### 対象となる主なもの

- ・ 医師または歯科医師による診療または治療の費用
- ・ おしめやストマ装具の費用（医師の証明が必要）
- ・ 通院のためのバス、電車などの交通費（ガソリン代や駐車料金は除く）
- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の費用
- ・ 医師等の診療を受けるために必要な松葉杖やコルセット・義歯等の費用など

### (4) 医療費に加えて介護費の負担が大きいとき

#### 「高額医療・高額介護合算制度」について

同一世帯の医療保険の加入者で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）にかかった医療費と介護費の自己負担額が基準額を超えた場合は、払い戻しを受けることができます。申請窓口は、基準日（7月31日）現在で加入している医療保険の窓口です。対象となる国民健康保険加入者と後期高齢者医療対象の方については、払い戻しの対象となるときは通知が届きます。

### (5) その他の医療費の負担を軽減できる制度

#### ■「無料低額診療」について

経済的理由により医療費を支払うことが困難な方に対し、無料または低額で診療を実施している医療機関があります。制度の適用は、生活が改善するまでの一時的な措置であり、条件がありますので、まずは医療機関へお問い合わせください。

#### ■佐藤きち子記念「造血細胞移植患者支援基金」

血液疾患治療のため、造血細胞移植を受ける患者さんの移植に関わる費用など、入院に伴い直接必要となる費用の一部を助成しています。

##### 【助成の対象】

- ・造血細胞移植を望みながら、経済的理由により実施が困難な患者さんとそのご家族。
- ・日本国内に居住し、日本国内で造血細胞移植を受けようとしていること。
- ・前年の世帯総収入が、当基金の定める額を超えていないこと。

#### ■志村大輔基金(分子標的薬治療支援)

血液疾患治療中で長期にわたって分子標的薬治療を続けている患者さんの治療費、精子保存にかかる採取・保存の費用、採取のための交通費の一部を助成しています。

##### 【助成の対象】

- ・血液疾患により分子標的薬治療中の、経済的に困窮している70歳未満の患者さんとそのご家族。
- ・日本国内に居住し、日本国内で治療中であること。
- ・前年の世帯総収入が、当基金の定める額を超えていないこと。

## 1. 医療費の負担を減らしたい

なお、精子凍結保存については、県の「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」で助成が受けられます。詳しくはP76をご覧ください。

2021年4月以降に採取・保存された方は県へ申請してください。県で助成対象とならなかった費用が対象となります。

### ■こうのとりのマリン基金

血液疾患により、造血細胞移植や抗がん剤治療を開始する予定の女性に対し、未受精卵子の凍結保存の採取・保存にかかる費用の一部を助成しています。

#### 【助成の対象】

- ・造血細胞移植や抗がん剤治療を開始予定で、未受精卵子保存を希望される、または保存した患者さん。
- ・日本国内に居住し、日本国内で治療中であること。
- ・卵子採取時に35歳以下で、未婚の患者さん。
- ・前年の世帯総収入が、当基金の定める額を超えていないこと。

なお、未受精卵子凍結保存については、県の「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」で助成が受けられます。詳しくはP76をご覧ください。

2021年4月以降に採取・保存された方は県へ申請してください。県で助成対象とならなかった費用が対象となります。

#### 【問い合わせ先】

- ・佐藤きち子記念「造血細胞移植患者支援基金」
- ・志村大輔基金(分子標的薬治療支援)
- ・こうのとりのマリン基金



## 1. 医療費の負担を減らしたい

全国骨髄バンク推進連絡協議会

TEL:03-5823-6360 FAX:03-5823-6365

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-3-4 KTビル3階

ホームページ <https://www.marrow.or.jp>



### ■公益財団法人 HLA研究所「淳彦基金」

造血細胞移植が必要であるが経済的に困難な事情のある方へ、HLA検査費用を援助しています。ただし「HLA研究所」での検査費用に限ります。対象は、ひとり親家庭や生活保護受給者等です。

#### 【問い合わせ・申し込み先】

「淳彦基金を育てる会」 代表 勝木 敬子

TEL:042-522-3015 FAX:042-524-3311

〒190-0022 東京都立川市錦町1-20-15

ホームページ <https://hla.or.jp/med/atsuhiko/>



memo .....

.....

.....

.....

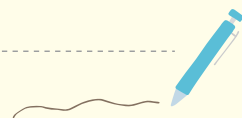
.....

.....

.....

.....

.....



## 2. 家庭の状況に合う支援を受けたい

### (1) 傷病手当金

病気休業中に被保険者（会社に勤めている方）とその家族の生活を保障するために設けられた制度であり、被保険者が病気やケガのために会社を休み、十分な給与が受けられない場合に支給されるという健康保険の手当です。

#### 【対 象】

- ・健康保険・共済組合・船員保険等に加入している方

#### 【条 件】

- ・業務外の事由による病気やケガため療養中である（労災を除く）
- ・病気やケガのために働けない状況である（労務不能）
- ・連続して4日以上仕事を休んでいる（待機完成）
- ・給与（報酬）の支払いがない、もしくは傷病手当金の受給額より少額（差額分支給）

#### 【留意点】

- ・退職前に被保険者期間が継続して1年以上ある場合、退職時に傷病手当金を受給している、もしくは、受給要件を満たしていれば、退職後も継続して受給することができる。
- ・同一の病気がケガに関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6ヶ月に達する日まで対象となる。
- ・支給期間中の途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6ヶ月を超えても、繰り越して支給可能となる。

【お問い合わせ先】 加入している医療保険の窓口

### (2) ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親世帯等（所得制限あり）の方が安心して治療が受けられるよう、医療費の負担を軽減するため、保険診療に係る自己負担額から一部負担金を控除した額を公費で負担する制度です。1割負担で医療を受けることができ世帯の所得に応じて一部負担限度額が設定されています。

#### 【対 象】

- ・ 18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親と児童
- ・ 父母のいない18歳未満の児童
- ・ 父母のいない18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない者
- ・ 児童が高等学校在学中は、在学証明書等の提出により、最長で20歳の年度末まで対象となる

#### 【条 件】

- ・ 医療保険（健康保険）に加入している
- ・ 所得税が非課税である（所得税課税であっても対象となる場合がある）
- ・ 生活保護を受けていない

#### 【留意点】

- ・ 入院時の食事代・差額室料等は対象にならない。
- ・ あらかじめ受給資格者としての認定を受けることが必要となる。

【お問い合わせ先】 お住まいの市町村の窓口



## 2. 家庭の状況に合う支援を受けたい

### (3) 一部負担金の減免制度

災害や事業の休廃止など特別の事由により生活状態が一時的に困窮し、病院での一部負担金の支払いが困難な場合で、生活保護に準じた一定の収入基準以下であると認められる場合は、申請により一部負担金が減額、免除または徴収猶予される場合があります。

【お問い合わせ先】 お住まいの市町村の窓口

### (4) 生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

#### 【留意点】

- ・生活保護は世帯単位で行う。
- ・世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提である。
- ・扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先する。
- ・支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。

【お問い合わせ先】 お住まいの市町村の窓口



## (5) 生活福祉資金貸付制度

低所得者、障害者又は高齢者に対し、必要な相談支援と資金の貸付を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるようになることを目的とした制度です。

### 【対 象】

- ・ 低所得世帯 ・ 障害者世帯 ・ 高齢者世帯

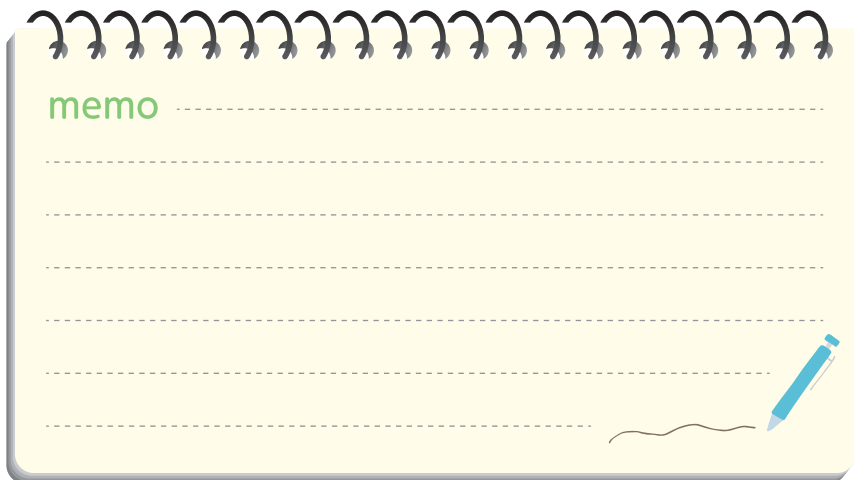
### 【資金種類】

- ・ 総合支援資金 ・ 福祉資金 ・ 教育支援資金
- ・ 不動産担保型生活資金 など

### 【留意点】

- ・ 原則、連帯保証人が必要となる。
- ・ 資金の種類ごとに貸付額や返済期間などが決められており、貸付に際して審査がある。

【お問い合わせ先】 お住まいの市町村社会福祉協議会



### 3. 障害者制度を知りたい

## 3. 障害者制度を知りたい

### (1) 障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金)

年金加入者が病気やケガによって一定の障害を持ち、日常生活や就労が困難になった場合に受け取ることができる年金です。

窓口	国民年金	： 役所の国民年金課
	厚生年金	： 年金事務所
	共済年金	： 共済組合

※病気の為初めて病院を受診した日(初診日)に、どの年金に加入していたかで上記の通り窓口が異なります。

※年金の納付状況の条件が設けられています。

※初診日から1年6ヵ月経過した時に、障害等級の1級から3級(国民年金は1級か2級)に該当している必要があります。(治療によっては申請時期が異なります。身体障害者手帳の等級とは異なります。)

#### ●障害手当金(一時金)

障害の程度が3級より軽い症状で、障害年金の等級には該当しない場合に一時金が支給される場合があります。

(等級表は日本年金機構のホームページで確認できます。)

※詳細は各年金担当窓口にご相談ください。

memo

## (2) 身体障害者手帳

身体に障害が残存する方が申請できます。税の免除、ストーマ装具の購入補助、公共交通機関の割引等が受けられます。

※身体障害者程度等級表に該当している方が対象です。（障害年金の等級とは異なります。）

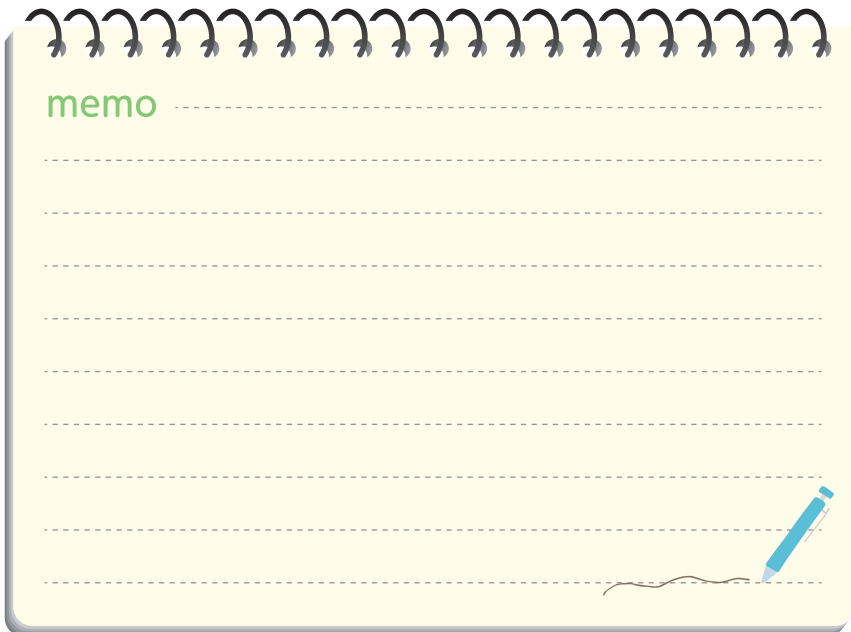
（等級表は厚生労働省ホームページで確認できます。）

※詳細はお住まいの市町村の障害福祉担当にご相談ください。

## (3) 特別障害者手当

重度の障害が重複しているために、日常的に介護を必要とする20歳以上の方が対象となります。尚、在宅で暮らしている事や所得による制限等の決まりがあります。

※詳細はお住まいの市町村の障害福祉担当にご相談ください。



### 3. 障害者制度を知りたい

memo

第3部

お金のじふじふ

